

平成29年7月27日

## ▼タイトル

庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業にかかる住民訴訟事件の  
取下げの同意について

---

## ▼概要

平成29年7月12日に、以下の訴えの取下げが大津地方裁判所に提出されました。  
高島市としては、異議がないことから取下げについて同意しました。

事件番号等： 平成27年（行ウ）第15号 公金支出差止等請求事件  
原告： 采野哲平 外9名  
被告： 高島市長 福井正明  
請求の趣旨： 1、庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業に関する平成27年度高島市一般会計予算に基づく支出見込 3746万5000円を支出してはならない。  
2、訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

事件番号等： 平成27年（行ウ）第16号 公金支出差止等請求事件  
原告： 采野哲平 外6名  
被告： 高島市長 福井正明  
請求の趣旨： 1、庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業に関する平成27年度高島市一般会計予算に基づく支出見込 1717万5000円を支出してはならない。  
2、訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

事件番号等： 平成28年（行ウ）第11号 公金支出差止等請求事件  
原告： 采野哲平 外11名  
被告： 高島市長 福井正明  
請求の趣旨： 1、庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業に関する平成28年度高島市一般会計予算に基づく支出見込 3億7510万8000円を支出してはならない。  
2、訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

- ・ 取下書の提出（平成29年7月12日）

原告側から訴えの取下書が天津地方裁判所に提出されました。

- ・ 同意書の提出（平成29年7月20日）

取下書の書面の送達を受け、高島市から同意書を天津地方裁判所に提出しました。

---

▼問い合わせ先

○所 属 : 総務部 行財政改革推進局 財産管理課

○担 当 : 横井康裕

○電 話 番 号 : 0740(25)8112

○ファックス : 0740(25)8101